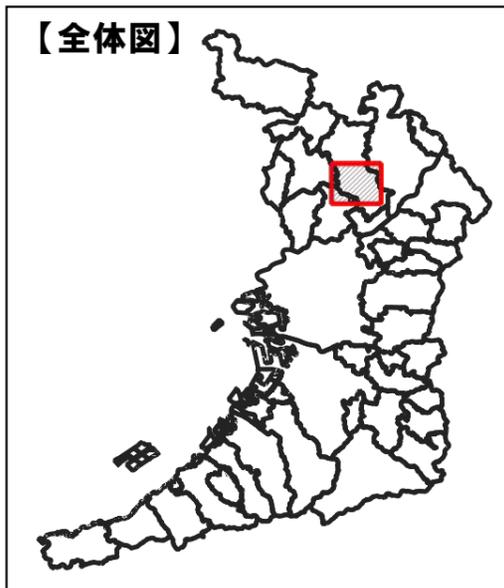
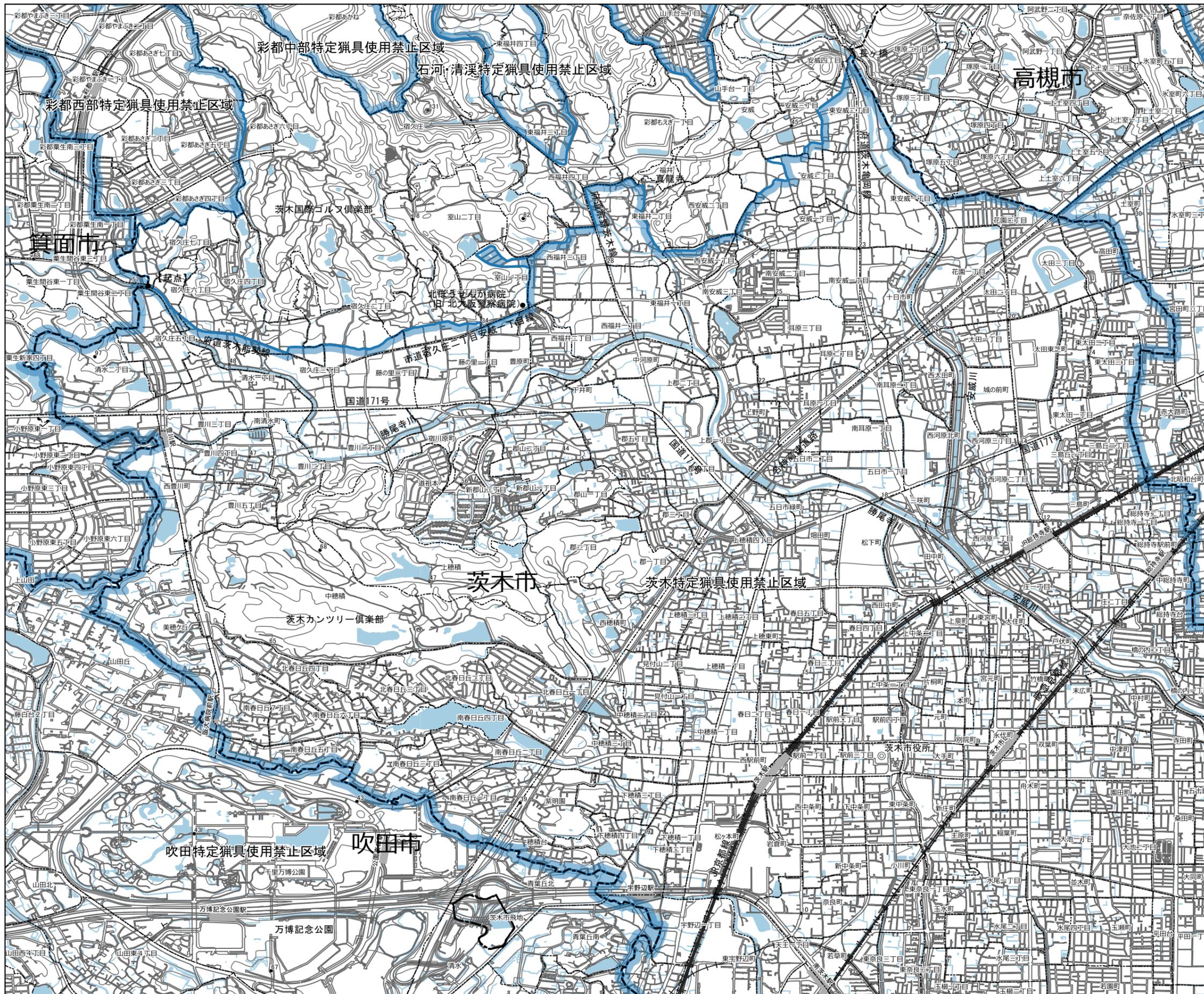


15 茨木特定猟具使用禁止区域(1)



- 【凡例】**
- 鳥獣保護区
 - 鳥獣保護区特別保護地区
 - 特定猟具使用禁止区域(銃)
 - 鳥獣保護区(他府県)

【指定区域】
 茨木市と箕面市との境界線と府道茨木・能勢線の交点を起点とし、同線を経て、市道宿久庄23号線、更に市道宿久庄7号線の終点から30メートル南進し、市道宿久庄二丁目安威一丁目線の交点に至り、同線を経て、警察病院南東角から北進し、市道室山8号線との交点に至り、同線を経て、市道室山6号線、市道室山2号線、市道室山6号線、市道西福井三丁目室山一丁目線、府道余野・茨木線、更に市道東福井13号線の終点から200メートル東進し、真龍寺前を南進し、市道東福井8号線の交点に至り、同線を経て、市道西安威一丁目東福井線の交点から50メートル東進し、市道西安威4号線の起点に至り、同線を経て、終点から170メートル東進し、市道安威7号線の終点に至り、同線を経て、市道安威2号線、市道安威3号線、市道安威一丁目安威三丁目線を経て、府道茨木亀岡線との交点から北進し、長ヶ橋北角から20メートル東進し、茨木市と高槻市との境界に至り、同境界から茨木市と摂津市との境界、茨木市と吹田市との境界、茨木市と箕面市との境界線を経て、起点に至る各線で囲まれた区域

※この地図は鳥獣保護区等の区域を参考に示したものです。各区域の境界付近での狩猟は控えるようにしてください。
 ※他府県の鳥獣保護区は参考として示しています。詳しくはその府県の地図等で確認してください。